

《被保険者出産育児一時金請求書 添付用》 出産育児一時金選択届

大塚製薬健康保険組合の被保険者として資格期間が継続して1年以上（任意継続保険者期間を含まない）の者が、その資格を喪失した日から6ヶ月以内に出産した場合、被保険者出産育児一時金・出産手当金が受給できます。

同時に、出産時、他健保の被扶養者として認定されている場合は、他健保からも被扶養者として家族出産育児一時金も受給できる権利が発生します。

しかし、出産育児一時金は重複して受給することはできない為、出産者に被保険者出産育児一時金もしくは、家族出産育児一時金のどちらかを選択していただきます。

被保険者としての出産育児一時金を受給する場合は、下記の被保険者出産育児一時金選択届に必要な事項をご記入の上、ご提出願います。

大塚製薬健康保険組合理事長 殿

被保険者出産育児一時金選択届（誓約書）

私は、大塚製薬健康保険組合から被保険者出産育児一時金を受給し、
現在加入している健康保険組合へ、家族出産育児一時金を請求致しません。

令和 00 年 00 月 00 日

出産者氏名 健 保 花 子 印